

基本目標 1 支え合う市民意識の醸成【共生意識】

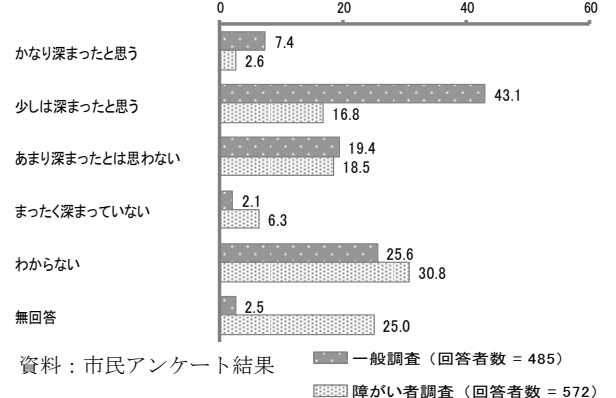
●基本施策（1）広報・啓発の推進

現状と課題

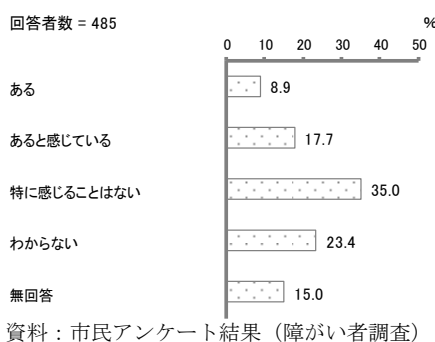
障がいの症状や程度は人によって異なります。生まれた時から障がいがある人もいれば、病気や事故、加齢により発生する障がいもあります。車椅子利用の障がい者や白杖を持った視覚障がい者のように外見からわかる障がいもあれば、聴覚障がいや内部障がい、精神障がい等のように外見だけではわからない障がいも多くあります。共生社会の実現のためには、周囲の人々が障がい者に対する正しい理解を深めることが必要です。

市民アンケートをみると、一般調査では多くの人が障がい者への理解が深まってきたと感じている一方、障がい者調査では理解不足と感じる人の方がやや多い結果となり、障がいのある人とない人とで感じ方に差があることがわかります。また、日常生活において、人の視線に差別や偏見を感じる障がい者が多いこともうかがえます。

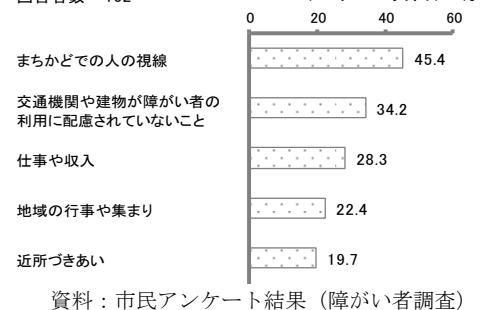
障がい者への理解の深まりについて



差別や偏見があると感じるか



どのような機会に差別や偏見を感じるか (上位5項目)



一般調査では「身近に障がい者がいないため、接し方や協力の仕方がわからない」という意見が多く寄せられました。障がいの有無にかかわらず、日常生活で不便なこと、困っていることは人によって様々です。困っている人がいたらまずは「お手伝いすることはありますか」と声をかけてみる、支援を求められたときにはできる範囲で対応する、そんな人が周りにたくさんいることが共生社会を実現する上で大切なこと

です。障がいの有無にとらわれることなく地域でともに暮らししていくことが日常となるよう、人々の心の中にある障壁を取り除く「心のバリアフリー※」を推進するとともに、障がい者への理解を深めるために、障がいの特性や障がい者の生活について知る機会を多く持つことが求められています。

具体的取り組み

- ・市や社会福祉協議会の広報紙・ホームページや行事を活用し、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- ・必要な支援等を視覚的に表す「障がい者マーク」について、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。
- ・障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止に向け、関連法の周知に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	広報紙・ホームページを活用した啓発	広報みずなみ、社協だより、ホームページに障がいに関する啓発記事を掲載し、障がいに関する理解が広く浸透するよう努めます。	拡充	社会福祉課 企画政策課 社会福祉協議会
2	障害者週間等における啓発	障害者週間（毎年12月）等にあわせ、障がいや障がい者に対する理解を深めるための行事や啓発活動を行います。	新規	社会福祉課
3	地域福祉行事を通じての啓発	福祉まつり、福祉映画会・講演会、福祉講座等の行事を開催し、地域住民の福祉に対する関心を高めます。	継続	社会福祉協議会
4	障がい者マークの普及促進	ヘルプマークや耳マーク等の「障がい者マーク」について県や関係団体と連携し、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。	拡充	社会福祉課
5	障害者差別解消法の周知促進	地域社会の多くの場面において環境整備や合理的配慮の提供が行われるよう、市民や事業者に対する周知を行います。	継続	社会福祉課
6	障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行	市職員対応マニュアルの周知や研修の実施により職員の資質向上を図るとともに、市が行う事業や会議等において、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、職場環境を見直し、必要な環境の整備に努めます。	拡充	社会福祉課
7	障害者虐待防止法の周知促進	積極的な啓発活動を行い、障がい者に対する虐待防止と権利擁護に努めます。	継続	社会福祉課
8	人権施策推進指針に基づく取り組みの推進	人権施策推進指針に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もがお互いを尊重し合える社会を目指した啓発活動を推進します。	継続	生活安全課



■「見えない障がい」って、どんなもの？
身体障がいのうち、内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、難聴・聴覚、小脳、肝臓、免疫機能の障がい）や発達障がい、高次脳機能障がい、知的障がい、精神障がい、発

広報みずなみ（平成29年12月1日号）
「見えない障がい」特集記事



障害者差別解消法にかかる職員研修会（平成29年12月）

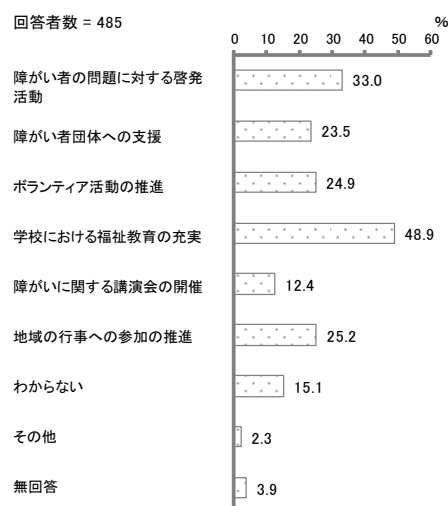
●基本施策（2）福祉教育の推進

現状と課題

市民アンケート（一般調査）では、約5割の人が障がい者への理解を深めるためには「学校教育における福祉教育の充実」が必要と回答しています。自由意見では「冊子の配布だけでなく障がい者の生の声を聴く時間を設けてほしい」「子どもの頃から障がい者と実際に触れ合う機会を重ねることで理解が深まり垣根が低くなる」「大人が手本となり障がい者への偏見をなくすことが大切」という声が寄せられています。

関係団体や障がい児の親からも、「交流できる場が少ない」という意見がありますが、同時に、「障がいの特性を理解してもらうのが難しい」「知らない人ばかりで参加をためらう。交流の場への橋渡しの存在が必要」といった声もあり、理解と交流について様々な思いを抱えていることがうかがえます。

障がい者への理解を深めるために必要だと思うもの



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- ・将来の共生社会を担う子どもたちが、障がいの存在を正しく認識し、障がい者への理解を育むことができるよう、園や学校における福祉学習や交流活動の充実を図ります。
- ・地域において、障がいのある人とない人が同じ時間を共有し、交流する機会を増やします。

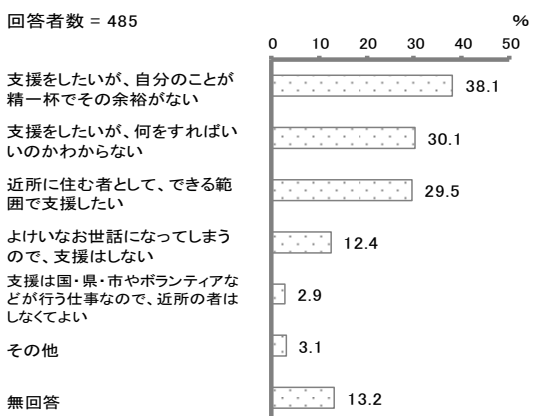
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	小中学校における福祉教育の促進	小中学校において福祉学習、障がい疑似体験、聴覚障がい者自身による手話講座等を実施する等により、障がいに対する気づきの機会を増やし、理解につなげます。	拡充	学校教育課 社会福祉協議会
2	小中学校における交流・共同学習の推進	小中学校と特別支援学校との居住地校交流、校内での通常学級と特別支援学級との交流により、相互理解の促進を図ります。	継続	学校教育課
3	地域における交流活動の推進	障がい者が地域住民・高齢者・子どもと交流する場の確保に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。	新規	社会福祉課

●基本施策（3）地域福祉活動、ボランティア活動の推進

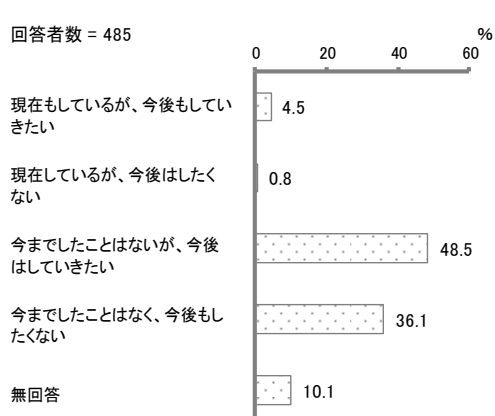
現状と課題

市民アンケート（一般調査）において、「近所に住む障がい者や家族に対して何らかの支援をしたい」と思っている人は約6割にのぼります。また、約5割の人がボランティア活動への参加意向を示しています。障がい者が日常生活においてどんなことに困っているのか、どんな支援を必要としているのかを具体的に知り、支援を求めると支援をしたい人とのマッチングを図るとともに、多くの人々が地域福祉活動・ボランティア活動への一歩を踏み出せるよう、参加のきっかけとなる効果的な周知啓発が必要です。

近所に住む障がい者や家族に対する支援について 障がいのある方へのボランティア活動について



資料：市民アンケート結果（一般調査）



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- ・地域福祉活動を行う関係者と連携しながら、身近な地域において障がい者等を見守り支え合う体制づくりを推進します。
- ・地域の課題や個々のニーズに対応したボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動への興味関心が行動につながるよう効果的な啓発に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	住民主体による地域活動の支援	身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、まちづくり推進組織、ボランティア団体等の活動を支援し、地域での見守りと支え合いの体制づくりを推進します。	継続	社会福祉課 市民協働課 社会福祉協議会
2	ボランティアセンター機能の充実	地域の課題や個々のニーズの把握に努め、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人とのマッチングを図ります。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
3	ボランティア活動への参加啓発	効果的な啓発を行い、ボランティア活動への市民の関心を高め、参加促進を図ります。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
4	ボランティアの育成	ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。	継続	社会福祉協議会

基本目標 2 療育・保育・教育の充実【療育支援】

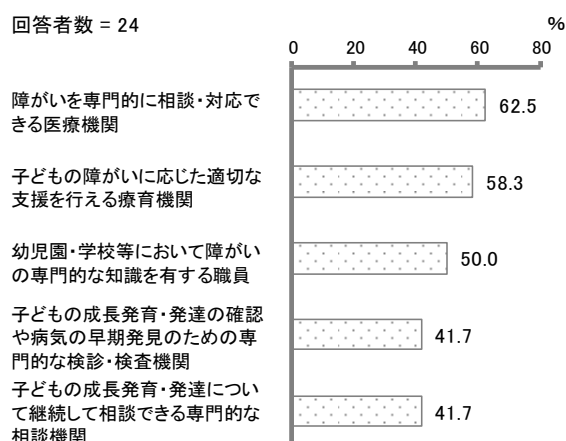
●基本施策（1）早期療育と療育支援体制の充実

現状と課題

障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から適切な支援を行い、その後も子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うことが重要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、子どもの療育※支援として「子どもの障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」と「障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」を求めた回答がそれぞれ約6割となっており、高い専門性と障がいの特性に応じた支援が求められていることがうかがえます。関係団体アンケート（当事者団体）では、「今は学校という相談の場があるが卒業後が不安」という声も寄せられています。子どもの成長段階に応じて、支援の中心となる機関が移るため、個人情報取扱いに留意しながら関係機関との適切な引き継ぎを行うことにより情報を共有し、切れ目のない効果的な療育を行う必要があります。

子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 療育コーディネーターが核となり、関係機関との「顔の見える関係づくり」を強化し、早期療育の実現と切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	保健・保育・教育・福祉の連携強化	療育コーディネーターを核とした療育支援体制の強化を図り、成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援の提供を目指します。	拡充	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
2	相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現	保健センター、幼稚園、学校等のどの場所で相談をしても療育コーディネーターや子ども発達支援センター等の療育専門機関につながるよう、相談窓口体制を充実し、早期発見・早期療育を図ります。	拡充	社会福祉課

●基本施策（２）インクルーシブ教育の推進

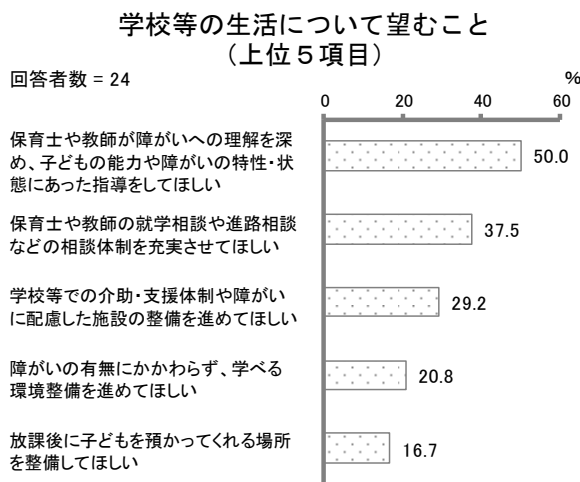
現状と課題

障害者権利条約では、障がい者が一般的な教育制度から排除されないことを求めており、障がいを理由に一般的な教育の機会を奪うことのないよう、障がいの有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ「インクルーシブ教育※」の機会を提供できる仕組みを構築することが必要となっています。

関係団体アンケートでは、同じ空間で保育・教育を受けることの大切さや、障がいの有無にかかわらず「将来の市民」として当たり前に関わり合える教育の大切さを訴える声が寄せられています。また、一般調査の自由意見においても、幼い頃からともに助け合って学ぶ中で、相手に興味を持ち、知り、感じ、理解していくことができたという体験談をはじめ、インクルーシブ教育を積極的に求める声が多数ありました。

インクルーシブ教育を実践する上では、保育士や教師の障がいに対する専門的知識や障がいの特性に応じた個別指導、合理的配慮の提供が必要です。また、障がい児への指導だけでなく、障がいのない子どもへの適切な指導も大変重要になります。

市民アンケート（障がい者調査）では、保育士や教師に対して「障がいの専門的な知識を持ち、障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの特性・状態にあった支援・指導をしてほしい」と求める回答が約5割となっています。子どもの力を高めるため、また、将来の共生社会を担う子どもたちが障がいへの理解を深めるため、職員の資質向上と、障がいの特性に応じた支援・指導が受けられる教育環境が求められています。



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）



具体的取り組み

- ・障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けることができる仕組みの構築を進めます。
- ・特別支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの支援内容について検討し、相談体制及び関係機関との連携の一層の強化に取り組みます。
- ・定期的な研修等により、保育・教育に携わる職員の資質向上を図ります。
- ・保育・教育現場における合理的配慮の提供に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	加配保育士・学業支援員の適正配置	発達に課題がある園児・児童・生徒へ加配保育士・学業支援員を適正に配置し、ともに遊び、学ぶ環境を整えます。	継続	社会福祉課 学校教育課
2	特別支援コーディネーター機能の充実	各園・小中学校に配置した特別支援コーディネーターを中心に、本人・保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化を進めます。	拡充	社会福祉課 学校教育課
3	保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上	障がいの特性に配慮した個別支援の実現に向け、定期的な研修や事例検討会等により、職員の資質向上を図ります。	継続	社会福祉課 学校教育課
4	特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進	小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まり、各校の課題解決に向けた研修と市内特別支援学級の子どもたちの交流事業を実施します。	継続	学校教育課
5	適正な就学指導の実施	教育支援委員会において一人ひとりのニーズに合った最もよい教育環境を提案し、スムーズな就学、進学ができるよう支援します。	継続	学校教育課
6	保育・教育における合理的配慮の提供	本人・保護者との可能な限りの合意形成を図った上で、障がいの特性に配慮した保育・教育環境を提供するよう努めます。	新規	社会福祉課 学校教育課



●基本施策（3）障がい児サービスの充実

現状と課題

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している「重症心身障がい児」や、医療的ケアを日常的に必要とする「医療的ケア児[※]」は、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な場合が多く、幼稚園や小中学校、障害福祉サービス事業所において、看護師等の専門的職員が配置されていない場合は、受け入れが難しい現状があります。常時介護を行っている家族への支援も含めた支援体制の充実を図ることが必要となっています。

発達障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がい等、社会的理解が進んでいない障がいを有する子どもや、虐待を受けた障がい児、また生活困窮等複合的な困難を抱えている家庭の障がい児への支援体制の整備も求められています。

具体的取り組み

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービス提供事業所との情報交換の機会を設け、適切なサービスの質・量の確保に努めます。
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、課題を整理するとともに、東濃圏域を視野に入れた地域資源の開発に向け、関係機関との情報共有と協議を進めます。
- ・平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援について、制度の周知とニーズ把握を行い、実施に向けた体制づくりを行います。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	事業所等との連携と適正なサービス提供	サービス提供事業所等との情報交換により、利用者の状況やニーズ、課題の把握を行い、サービスの適正な支給決定に努めます。	新規	社会福祉課
2	放課後等支援の充実	放課後等デイサービスによる療育の場の確保とともに、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを促進し、放課後や長期休業期間の支援の場を充実します。	継続	社会福祉課
3	特別支援学校との連携による社会生活への移行支援	特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用について学習会を行い、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。	継続	社会福祉課
4	重症心身障がい児向けサービスの拡充	重症心身障がい児を支援する事業所の拡大のため、事業所に働きかけ、サービスの拡充に努めます。	新規	社会福祉課
5	重症心身障がい児等への支援についての協議	重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援提供体制の課題を整理し、関係機関とサービス提供体制について協議します。	新規	社会福祉課
6	居宅訪問型児童発達支援の実施の検討	障がい児の居宅での児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援の実施に向けての体制づくりを行います。	新規	社会福祉課

基本目標3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】

●基本施策（1）一般就労、経済的自立の支援・促進

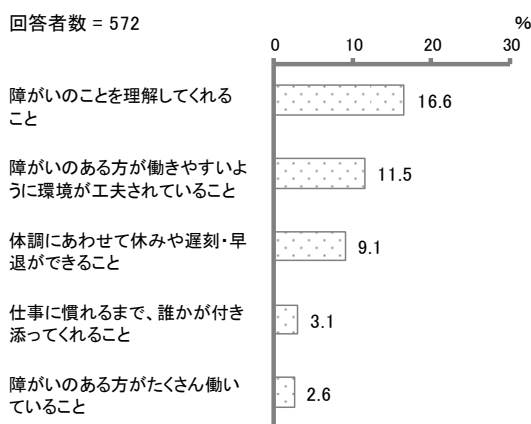
現状と課題

障がい者の就労は、収入だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となっています。障がい者が生きがいをもって働き、社会的・経済的自立を果たし、豊かな地域生活を営むためには、企業や地域住民の障がい者雇用に対する理解や、就労訓練から職場定着に至るまでの一貫した総合的な支援が必要です。

市民アンケート（障がい者調査）をみると、多くの方が就労の場における障がいへの理解や、障がい者に適した仕事の提供、自宅近くの職場、健康状態にあわせた働き方を望んでいることがわかります。関係団体アンケート結果においても、市内で障がい者が働く場が少ないことへの指摘とともに、事業主や職場の人たちが障がい者雇用制度や障がいの特性を理解し、障がい者が安心して働く場を地元で確保することを望む声が多く寄せられました。

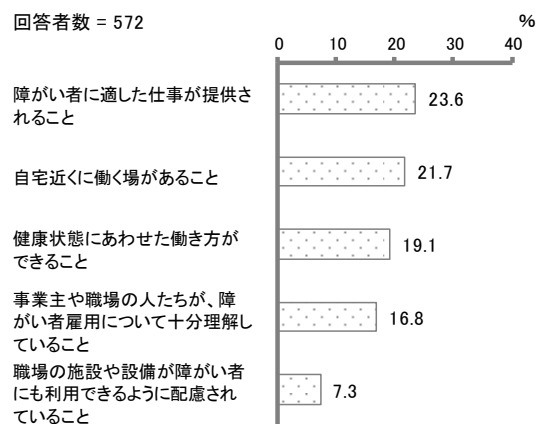
平成30年4月からは障がい者の法定雇用率が引き上げられるとともに、算定基礎に精神障がい者が加えられます。「働く障がい者」と「障がい者を雇用する事業所」の両方に対する支援を行い、障がいの特性に配慮した職場環境を整え、障がい者雇用の需要拡大と職場定着に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。

仕事や作業、訓練の場所に望むこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

どのような就労環境が整っていることが大切だと思うか（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 働く意欲と能力のある障がい者が身近な地域で就労できるよう、関係機関等と連携しながら障がい者雇用の促進を図ります。
- 就労後も継続して働き続けることができるよう、障がい者本人と企業に対する職場定着の支援を行い、就労しやすい環境づくりに努めます。
- 市役所における障がい者の法定雇用率を遵守します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	障がい者雇用の啓発	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者雇用にかかる各種助成・支援制度の普及に努めるとともに、障がいの特性に対する理解を深めるための啓発を行い、障がい者雇用の促進を図ります。	継続	社会福祉課 商工課
2	障がい者の就労の場の確保	ハローワークや商工会議所等と連携し、障がいの特性と能力に応じた多くの就職先・実習先の確保に努めます。また、障がい者と企業双方の理解を深め、就職の促進を図ります。	新規	社会福祉課 商工課
3	障がい者の就労定着支援	障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所（平成30年4月創設事業）等の活動を支援し、ジョブコーチの活用や就業・生活面の一体的な支援により障がい者の就労定着を図ります。	拡充	社会福祉課
4	市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施	市職員にかかる障がい者の法定雇用率を遵守するとともに、計画的に障がい者の採用を行います。	継続	秘書課



●基本施策（２）福祉的就労の確保

現状と課題

現在、市内には就労継続支援A型事業所が1か所（定員20名）、就労継続支援B型事業所が2か所（定員合計30名）、就労移行支援事業所が1か所（定員10名）あります。事業所の選択にあたっては、個々の障がいの特性に見合う仕事内容かどうかを基準にすることもあり、市外の事業所を利用している方も多く見られます。

関係団体アンケートでは、さらなる福祉的就労^{*}の場の確保や、就労支援施設等が生産する製品の安定した受注機会と販路拡大を望む意見が寄せられました。また、農業分野と福祉分野が連携する「農福連携」の取り組みが全国各地で盛んになっている現状をとらえ、農業従事者が多い瑞浪市に適した取り組みであるとして、農業分野における障がい者の就労機会の拡大等に期待を寄せる声もありました。

具体的取り組み

- ・一般就労^{*}を目指す障がい者や一般就労が困難な障がい者に対し、障がいの特性に応じた就労支援を促進します。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等を市が積極的に調達するとともに、販路拡大等に向けた取り組みを実施します。
- ・農業と福祉の連携等、様々な分野での新たな取り組みを支援します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	障がいの特性に応じた就労支援	就労能力向上を図るため、障害者就業・生活支援センターと就労支援事業所と連携し、福祉的就労の場において心身の状態と能力に応じた就労支援を図ります。	継続	社会福祉課
2	優先調達推進法に基づく市の積極的な調達	市が発注する物品購入や役務提供について、障害者就労施設等からの積極的な調達を推進し、安定した受注機会の提供を図ります。	拡充	社会福祉課
3	就労施設製品の販路拡大	庁舎ロビー等において施設製品の展示や販売を行うことにより、販路拡大や活動の活性化、工賃向上につなげます。	新規	社会福祉課
4	新分野との連携支援	農業と障がい者就労の連携事業を推進し、具体的な取り組みにつながるよう支援します。	新規	社会福祉課 農林課

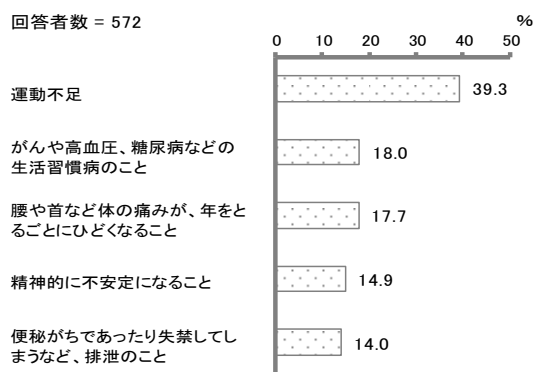
●基本施策（3）文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動に参加することは、豊かな生活や社会参加を促進する上で重要です。障がい者が参加しやすい環境を整備する必要があります。

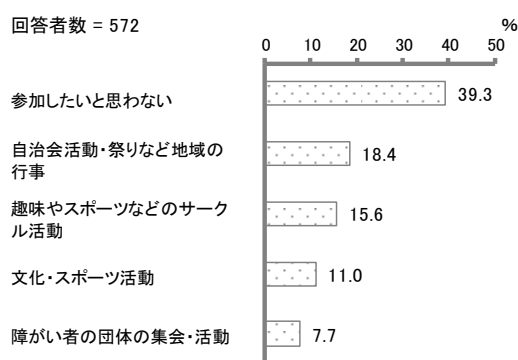
市民アンケート（障がい者調査）をみると、障がい以外の健康状態で特に不安なこととして、4割近くの人が「運動不足」と回答していますが、一方で、東濃圏域で毎年開催している岐阜県身体障害者東濃ブロック体育大会の参加者は年々減少しているのが現状です。また、「自治会活動・祭りなどの地域行事や趣味・スポーツ等のサークル活動に参加したい」という声がある一方、「参加したいと思わない」という人が4割近くにのぼっています。余暇の過ごし方に対する希望は人それぞれですが、「参加したいと思わない」という意見の背景に、参加を阻む社会的障壁が存在する可能性もあります。余暇活動の選択の幅が広がるよう、また、参加したいと思っている人が気軽に参加できるよう環境を整えることが求められます。

障がい以外の健康状態で特に不安なこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

どのような活動に参加したいか
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）



具体的取り組み

- ・障がい者の余暇活動の選択肢が増えるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進し、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・障がい者団体が行うイベントの開催を支援します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	生涯学習講座の充実	誰もが気軽に参加できる生涯学習講座を企画し、配慮が必要な場合は参加申込の際に申し出ていただく等、障がい者にとっても参加しやすい仕組みづくりを進めます。	継続	社会教育課
2	総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進	講演会・コンサート等におけるバリアフリー対応を促進し、チラシや広報等のイベント情報に車椅子席や手話通訳があることをわかりやすく表示するよう努めます。	新規	社会教育課
3	市民図書館の点字・映像資料の充実	市民図書館において、点字資料、映像資料の充実を図ります。	継続	社会教育課
4	博物館等におけるバリアフリー対応の促進	拡大表示ができるデジタルディスプレイ等を活用し、誰もがわかりやすい館内情報案内や展示物説明に努め、来館しやすい環境を整備します。	新規	スポーツ文化課
5	スポーツ・レクリエーションの充実	誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及やイベントの企画に努めるとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりを進めます。	継続	スポーツ文化課
6	障がい者団体主催イベントの支援	障がい者団体が主催するスポーツ大会や展示会等のイベントを支援します。より多くの方に参加・来場していただけるよう開催周知に協力します。	継続	社会福祉課
7	観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載	観光パンフレットに障がい者用トイレやスロープの有無等のバリアフリー情報を掲載し、外出しやすい環境づくりを進めます。	新規	商工課



第51回岐阜県身体障害者東濃ブロック体育大会
平成29年11月5日 瑞浪市陸上競技場

基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】

●基本施策（1）相談支援体制の充実と人材育成

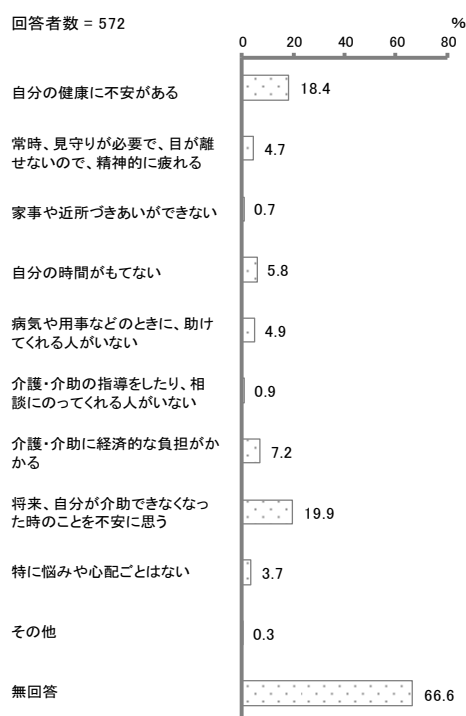
現状と課題

障がい者や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉ニーズが複雑化・多様化する中、障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、孤立することなく日頃の悩みを相談できる場や、必要なサービスを適切に受けることができる体制が必要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、介護・介助者の心配事・悩み事について「将来、自分が介助できなくなった時のことを考えると不安に思う」という回答が最も多く、また、自由意見でも「一番心配なことは障がい者本人が一人残された時の生活の安定」「親が高齢になるか亡くなった場合のために重度障がい者のグループホームを作ってほしい」と、「親亡き後」の不安に対する意見が多く寄せられました。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生涯に寄り添った切れ目のない支援の提供体制が求められています。

他にも、制度やサービスの情報取得について「障害者手帳取得時の説明以降は制度やサービスを自ら調べて問い合わせなければならない」「もっと早く制度を利用できればよかった」「どんな制度があってどのように利用できるのかを教えてほしい」という声が多数あり、制度やサービスに関するわかりやすい説明と積極的な情報提供が必要とされています。

介護・介助している方の悩み・心配事



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

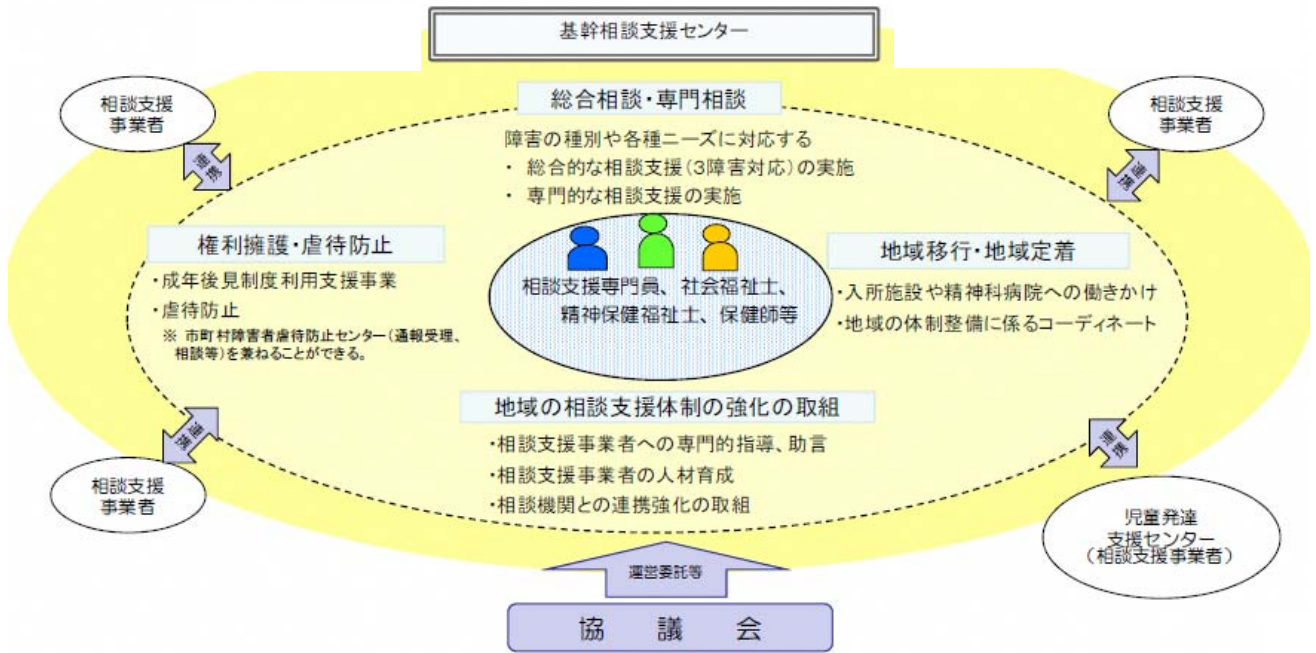


具体的取り組み

- ・各ライフステージを通じて障がいの特性に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関が相互に連携し、安心して相談できる相談支援体制を構築するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- ・適切な時期に制度やサービスの情報を得られるよう、障がい者やその家族に対する情報提供の充実に努めます。
- ・地域総合支援協議会[※]の機能を強化し、地域課題の把握と課題解決への協議を重ねることにより、制度やサービスの拡充につなげます。
- ・障がい者の日常生活・社会生活で直面する困難に着目し、障がい者の尊厳と自己決定を尊重しながら、かつ、障がい者の自立と社会参加の視点から適切な支援を行うことができる専門的人材の育成を図ります。

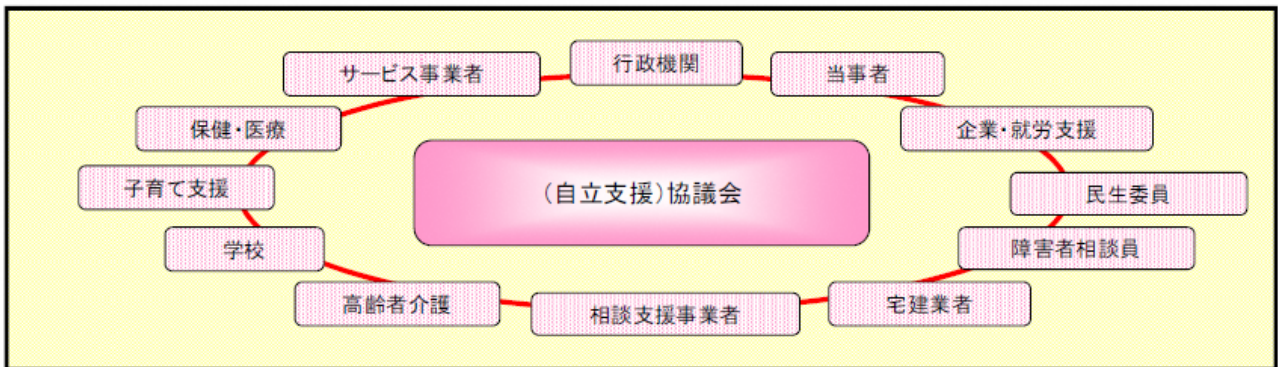
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	市における相談支援体制の充実	日常生活や福祉サービス利用等に関する身近な相談に対し、乳幼児期・学齢期・就労期・高齢期のライフステージに応じて多くの部署・外部機関と連携をとりながら、適切な支援につなげる体制を拡充します。	拡充	社会福祉課
2	基幹相談支援センターの設置	相談支援の中核的役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援を行う「基幹相談支援センター [※] 」を東濃5市で共同設置します。運営形態については協議を継続します。	継続	社会福祉課
3	制度等に関する積極的な情報提供	必要なときに必要な情報が得られるよう、制度やサービスの情報について市から積極的に発信するよう取り組みます。	拡充	社会福祉課
4	地域総合支援協議会の充実	地域総合支援協議会の機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により「地域における課題を共有し、解決に向けた協議と施策への提言を行う場」としての役割を果たします。	拡充	社会福祉課
5	地域生活支援拠点の整備	障がい者の生活を地域全体で支援する「地域生活支援拠点」の整備について、東濃圏域での面的整備に向けた協議を進めます。	継続	社会福祉課
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議	保健所や関係機関と連携し、精神疾患による長期入院患者が退院後に地域で自立して安心して生活を送れるよう支援体制について協議します。	拡充	社会福祉課
7	専門的人材の育成・確保	基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して指導や助言、情報提供を行い、適切な支援を提供できる人材を育成します。	拡充	社会福祉課

【基幹相談支援センターのイメージ図】

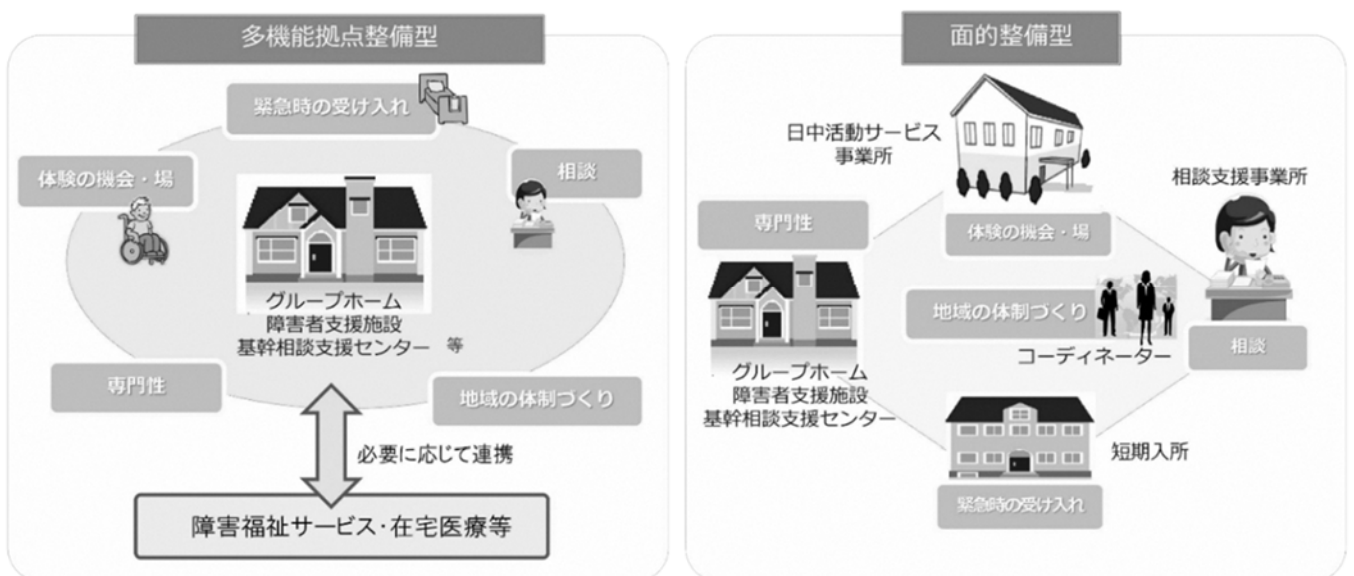


【地域総合支援協議会のイメージ図】

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



【地域生活支援拠点等の整備のイメージ図】



●基本施策（２）障害福祉サービスの充実

現状と課題

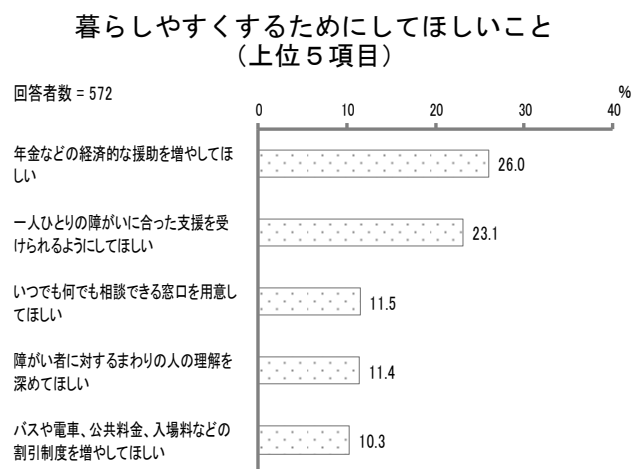
障害福祉ニーズが複雑化・多様化する中、一人ひとりの障害の特性とライフステージに応じたサービスの充実が重要です。施策の推進にあたっては、障害者の尊厳と自己決定の尊重に加え、自立と社会参加の視点から一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるよう支援する必要があります。

市民アンケート（障害者調査）では、「暮らしやすくするためにしてほしいこと」に、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」に続き、「一人ひとりの障害に合った支援を受けられるようにしてほしい」と回答した人が約 2 割と高くなっています。

一人ひとりの障害の特性や状況に応じたサービスを受けられるようにするためには、障害者本人と家族の状況、ニーズ等を的確に把握した利用計画を作成するとともに、その定期的な見直しを行う体制が必要です。障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等を行いながらサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の重要性を周知し、適切なサービスの提供につなげることが必要です。

また、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、相談支援に加え、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスや、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスの充実も必須となります。関係団体アンケートにおいても、グループホームの増加を求める意見が多数寄せられており、施設入所や入院から地域生活へ移行していくことを求めている国の指針を背景に、今後、障害者の地域生活の基盤となる住まいを確保すること、そして、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を展開することが求められています。グループホームを整備する民間事業者に対する支援をはじめ、民間住宅等の既存資源の活用を視野に入れた居住の場の確保に向けた取り組みが必要です。

さらに、市民アンケート（一般調査）の自由意見では、「障害者の家族への支援が必要」という意見が多数寄せられています。障害者の家族の負担軽減と休息を図る面でも、サービスの充実が求められています。



資料：市民アンケート結果（障害者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者が地域の中で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活を支援するサービスを提供します。
- ・相談支援事業所において、障がい者や家族の状況等を的確に把握して利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応していきます。
- ・障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、レスパイトケア*の充実を進めます。
- ・新サービスについては、関係団体と連携を取りながら、実施に向け取り組みます。
- ・障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用推進により、福祉サービスの質の向上を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	特定相談支援事業による計画相談の実施	障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施により、必要なサービスを適量利用できる体制を整備します。	継続	社会福祉課
2	居宅サービスの確保	障がい者の在宅生活を支援するため、居宅介護サービスを事業所と連携し、ニーズに合わせた支援を行います。	継続	社会福祉課
3	日中活動の場の確保	生活介護、自立訓練、就労支援事業や障がい者デイサービスセンターの運営により、障がい者の日中活動、生活支援のサービスを確保します。	継続	社会福祉課
4	居住の場の確保に対する支援	障がい者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を支援するとともに、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。	継続	社会福祉課
5	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を促進します。	継続	社会福祉課
6	レスパイトケアの充実	障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。	継続	社会福祉課
7	医療型短期入所の確保	県や近隣自治体と連携し、医療行為が必要な重度心身障がい者が利用しやすい短期入所の確保に取り組みます。	継続	社会福祉課
8	自立生活援助の実施の取り組み	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う「自立生活援助」のサービスの実施を事業者に働きかけます。	新規	社会福祉課
9	介護保険の共生型サービスとの連携	障がい者と高齢者の「共生型サービス」の活用に向け、介護保険事業所の福祉人材と社会資源を活用した障害福祉サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。	新規	社会福祉課 高齢福祉課
10	第三者評価事業の実施促進	県との連携により、障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用を促進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。	継続	社会福祉課

●基本施策（3）保健・医療サービスの充実

現状と課題

各種アンケートにおいて、保健・医療サービスの充実を求める声が多く挙がっています。特に多いのが、「発達障がい児や自閉症児の精神科医が少なく予約がとりにくい」「専門的な治療や相談は市外・県外へ行かなければならない」といった病院・医師の不足に関する意見です。障がい児については、「基本目標2. 療育・保育・教育の充実」（22ページ参照）においても触れたとおり、市民アンケート（障がい者調査）で、子どもの療育支援への対応として「障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」を求める回答が約6割という結果が出ており、身近な地域における専門的な医療機関の拡充が求められています。

具体的取り組み

- ・障がいの原因となる疾病の予防や、安全な妊娠・出産のために、教育や保健指導を実施します。
- ・障がい者が安心して地域で必要な医療を受けられるよう、情報収集・情報提供に努めます。
- ・各種手当や医療費助成制度を着実に実施し、障がい者の経済的負担軽減を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	安全な妊娠出産に対する教育・保健指導	障がいの原因となる疾病やハイリスク妊娠を予防するため、学校における性教育の授業や、母子手帳交付時、各種健診時の保健指導を継続的に実施します。	継続	健康づくり課 学校教育課
2	専門的医療機関情報の把握と提供	県や近隣自治体と連携し、障がい者がより身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の情報収集・情報提供に努めます。	継続	社会福祉課 健康づくり課
3	福祉医療費助成の実施	障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、保険診療分の自己負担額を助成する福祉医療費助成を実施します。	継続	保険年金課
4	自立支援医療の周知と利用促進	医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生・育成・精神通院）の周知を図り、利用を促進します。	継続	社会福祉課
5	機能訓練事業の周知と利用促進	理学療法・作業療法・音楽療法による機能訓練事業の周知を図り、利用を促進します。	継続	社会福祉課
6	精神疾患への理解促進と健康相談の実施	保健所や関係機関と連携し、こころの健康相談の実施や講演会開催等を通じて、精神疾患への理解促進と相談体制の充実を図ります。	継続	社会福祉課 健康づくり課
7	難病患者への支援とその周知	保健所や関係機関と連携し、難病医療相談や生活支援制度を周知し、サービス利用につなげます。	継続	社会福祉課

●基本施策（４）権利擁護体制の充実

現状と課題

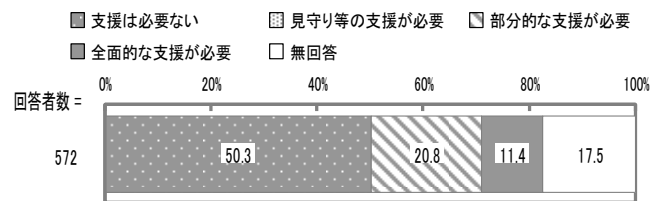
障がい者の生活支援は、障がい者本人の自己決定を尊重しながら行う必要がありますが、判断能力が十分でない障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業[※]の制度を活用し、障がい者本人の権利を守る援助者とともに適切な支援をすることが必要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、自分の気持ちや考えを他の人に伝えるときに「何からの支援が必要」と回答した人が約３割となっており、「親亡き後」を見据えた地域生活を進めるにあたり、今後、意思決定への支援が不可欠となってくることが考えられます。

また、「成年後見制度を知らない」と回答した人が「知っている」と回答した人を上回っており、制度の周知啓発が必要な状況です。

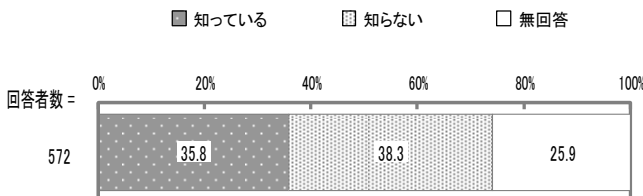
家族や福祉施設の職員、勤め先の経営者等からの身体的虐待や経済的虐待等を防ぐため、障害者虐待防止法では、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人は、市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターに通報することを義務付けています。しかし、市民アンケート（一般調査）では、この通報義務制度について「知らない」と回答した人が約７割となっており、虐待を発見した場合の具体的な行動への啓発が必要であることがわかります。

自分の気持ちや考えを伝えるとき
支援が必要ですか



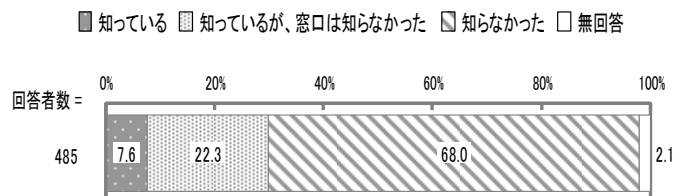
資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

成年後見制度を知っていますか



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

障害者虐待防止法の通報義務制度と
窓口を知っていますか



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- 判断能力が十分でない障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 障がい者の権利擁護にかかる相談や啓発を実施します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。	継続	社会福祉課
2	日常生活自立支援事業の利用促進	金銭管理等に不安を持つ障がい者に対し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
3	権利擁護相談の実施	障がい者の権利擁護のための相談を実施し、権利擁護のための制度利用を支援します。	継続	社会福祉課
4	障がい者虐待対策の推進	障がい者虐待の防止について、県と連携し周知を図るとともに、関係機関の連携による虐待を受けた障がい者の保護体制を整備します。	継続	社会福祉課



基本目標5 安全・安心のまちづくり【環境整備】

●基本施策（1）生活環境の整備

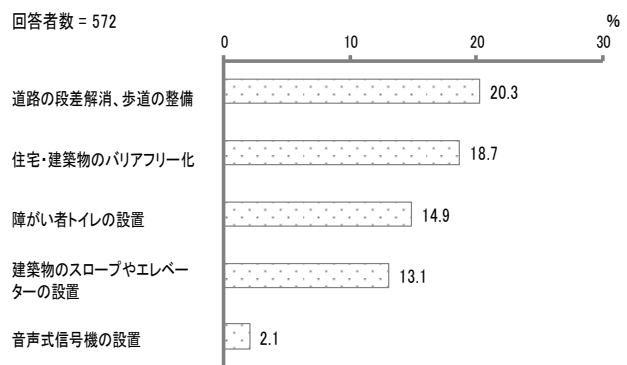
現状と課題

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、住居や施設・道路のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※によるまちづくりを行うことが大切です。

市民アンケート（障がい者調査）をみると、身の回りで整備や援助を必要とするものとして「道路の段差解消、歩道の整備」の割合が高く、次いで「住宅・建築物のバリアフリー化」「障がい者トイレの設置」の割合が高くなっています。

関係団体アンケート（当事者団体）では、「市内の公共施設に障がい者を案内し、障がい者が感じる視点を反映した対応を検討してほしい」という意見が寄せられています。

身の回りで整備や援助を必要とするもの
（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進するとともに、バリアフリー化による社会的障壁の除去を行い、障がい者が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	ユニバーサルデザインによる公共施設整備	誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる公共施設整備を行います。既存施設については利用者目線での定期的な点検を実施し、バリアフリー化を促進します。	拡充	社会福祉課 総務課 都市計画課
2	公共施設のバリアフリー情報の提供	市内公共施設について、障がい者用トイレの有無等のバリアフリー情報を一覧にして提供し、外出しやすい環境を整えます。	新規	社会福祉課 総務課
3	安全な道路整備の実施	地域からの要望等を考慮し、交通危険箇所の道路側溝有蓋化・カラー舗装化等により歩行者の安全確保を図ります。	継続	土木課
4	住宅のバリアフリー化促進	いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業の利用促進を図り、障がい者が生活する住宅のバリアフリー化を促進します。	継続	社会福祉課

●基本施策（２）情報取得や意思疎通の支援

現状と課題

障がいの特性によっては、情報の取得や意思疎通が困難な場合があります。その場合、必要な情報を円滑かつ正確に入手し、また、自分の意思を的確に伝えるために、情報伝達の手段や方法について様々な配慮が必要です。関係団体アンケート（当事者団体）では、視覚障がい者からの「様々な場所で声かけしてもらい、わかりやすく言葉で伝えてほしい」という意見や、聴覚障がい者からの「公的機関や病院に手話通訳者を設置してほしい」という意見が寄せられました。それぞれの障がいの特性を理解した上で、情報を伝える仕組みを整えることが必要です。

具体的取り組み

- 広報紙やホームページ、市が作成するパンフレットや案内文書等について、誰もが等しく情報に接することができるよう、また、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいの特性に配慮した方法による情報提供を推進します。
- 障がい者が適切にコミュニケーションを図り、意思決定することができるよう、意思疎通支援の充実を目指します。手話奉仕員の養成に取り組み、福祉の専門的人材の確保に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進	広報みずなみについて、誰もが見やすい紙面作成に努めます。また、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対する声の広報の利用促進を図ります。	継続	社会福祉課 企画政策課
2	音声読み上げ等に対応したホームページの充実	市職員向けの継続的な研修により記事作成ルールを浸透させ、わかりやすいレイアウトやルビ機能、音声読み上げ機能に対応したホームページの充実を図ります。	継続	企画政策課
3	公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充	公文書について、わかりやすい言葉、ルビ振り、問合せ用ファックス番号・メールアドレスの記載等、障がいの特性に応じた情報提供ができるよう職員に対して周知します。	拡充	社会福祉課
4	申請手続き時の意思疎通支援	申請手続きの際、筆談や代筆、静かな場所への誘導等、障がいの特性に配慮した対応ができるよう職員に対して周知します。	拡充	社会福祉課
5	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者の意思疎通支援に関する人材を育成します。	継続	社会福祉協議会

●基本施策（3）外出時の移動支援

現状と課題

自分自身で移動することが困難な人にとって、通勤・通学・外出時の移動手段の確保は大きな課題です。市民アンケート（障がい者調査）の自由意見では、「通勤時間帯にバスがない」「親が送迎できなくなったら働きに行くことができない」「タクシー助成制度を拡充してほしい」という声が多く出ています。関係団体アンケートにおいても、「就労や地域移行・地域生活継続の観点から、自分で車や電車を利用できない方の交通手段を充実させることが必要である」という意見が出ており、交通利便性が良くないという社会的障壁が、障がい者の自立と社会参加を阻む要因の一つとなっていることがうかがえます。障がい者の外出機会を確保するため、障がいの特性に配慮した移動支援が求められています。

具体的取り組み

- ・外出支援にかかる現行制度を引き続き実施するとともに、利用実績等を検証して制度拡充の必要性を検討します。
- ・通学・通勤・外出時の移動に関する実態と課題、ニーズを整理し、移動支援に関する施策の促進を図ります。

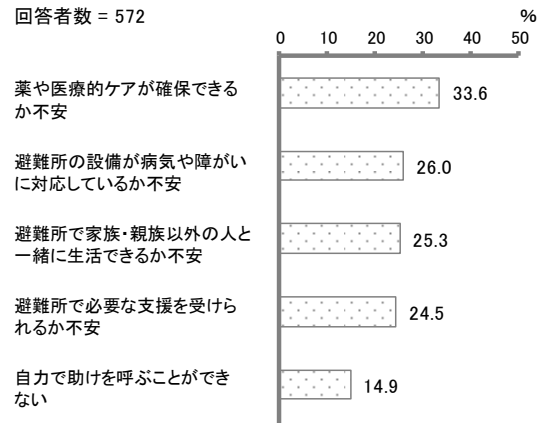
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	移動にかかる割引制度の周知	公共交通機関や有料道路、市コミュニティバス等にかかる各種割引制度について周知し、円滑な利用促進を図ります。	継続	社会福祉課
2	移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証	福祉タクシー利用、自動車改造、交通費等にかかる各種助成制度や移動支援サービスについて周知し、円滑な利用促進を図ります。また、利用実態等を検証し、助成制度拡充の必要性を検討します。	拡充	社会福祉課 地域包括支援センター
3	移動手段の確保にかかる検討	障がい者の移動手段にかかる実態把握に努め、障がい者の視点から地域公共交通の課題を整理し、既存資源の活用を視野に入れた必要なサービスの検討を行います。	新規	社会福祉課 地域包括支援センター 商工課

●基本施策（４）防犯・防災体制の整備

現状と課題

市民アンケート（障がい者調査）をみると、災害発生時に「薬や医療的ケアが確保できるか不安」、「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安」という回答が多くみられます。自由意見や関係団体アンケート（当事者団体）においても、「福祉避難所が少ないので不安」「特別扱いではなく、障がいの特性を理解した配慮を望む」「障がい者の日頃の状況を知らない人だと、実際の場面で戸惑われると思う」という声が寄せられています。災害時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう行政と地域が連携した支援体制を整備するとともに、日頃から「顔の見える関係」をつくりながら、支援体制の周知と情報提供に努める必要があります。

災害発生時に不安に思うこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者が地域で安心安全に生活できるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、地域での見守り体制の強化を図ります。
- ・地域住民や関係機関等と連携し、災害時の支援体制づくりの強化に取り組めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	地域の見守り活動の強化	民生委員・児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を強化します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
2	消費生活相談・法律相談の実施	悪徳商法等の犯罪被害から障がい者を守り、消費者トラブルの未然防止につなげるよう関係機関との連携強化を図ります。	継続	生活安全課
3	避難行動要支援者名簿の登録推進と活用	民生委員・児童委員等との連携により避難行動要支援者名簿の登録を推進するとともに、名簿を活用した災害時の支援体制を整備します。	拡充	社会福祉課 生活安全課
4	防災訓練の充実	障がい者や家族等の防災訓練への参加を促進し、住民共助による防災体制の整備に努めます。	継続	社会福祉課 生活安全課
5	福祉避難所の確保	福祉施設等との協定締結により要支援者の避難場所の確保に取り組みます。	継続	社会福祉課 生活安全課
6	災害時支援体制の強化	要支援者に対する医療、保健、福祉関係機関の連携を強化し、情報共有・意見交換を重ねながら災害時支援体制の充実を図ります。	拡充	社会福祉課 生活安全課 健康づくり課